

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第1号））の解説の一部改正の新旧対照表

- 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第1号））の解説
 - ・ 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。
 - ・ 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
 - ・ 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第1号））の解説 令和4年4月（令和6年3月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 [略] 3-6-1 「 <u>個人データ</u> 」の「 <u>漏えい等</u> 」の考え方 [略] [【凡例】 略]	放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号（最終改正令和5年個人情報保護委員会・総務省告示第2号））の解説 令和4年4月（令和5年4月更新） 個人情報保護委員会 総務省 目次 [同左] 3-6-1 「 <u>漏えい等</u> 」の考え方 [同左] [【凡例】 同左]

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和6年3月12日時点とする。

[1 略]

2 定義

[2-1～2-3 略]

2-4 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

[略]

[(1) ～ (6) 略]

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号関係）

[略]

[①～③ 略]

④ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・ 医師により、主務大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

[(8) ～ (11) 略]

(参考)

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和5年4月1日時点とする。

[1 同左]

2 定義

[2-1～2-3 同左]

2-4 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

[同左]

[(1) ～ (6) 同左]

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号関係）

[同左]

[①～③ 同左]

④ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

[(8) ～ (11) 同左]

(参考)

[略]

規則第5条

令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

[2-5~2-20 略]

3 受信者情報取扱事業者の義務

[3-1~3-3 略]

3-4 個人データ等の管理（第10条~第14条関係）

[3-4-1・3-4-2 略]

3-4-3 安全管理措置（第12条関係）

[略]

[同左]

規則第5条

令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

[2-5~2-20 同左]

3 受信者情報取扱事業者の義務

[3-1~3-3 同左]

3-4 個人データ等の管理（第10条~第14条関係）

[3-4-1・3-4-2 同左]

3-4-3 安全管理措置（第12条関係）

[同左]

受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

なお、「その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該受信者情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。

具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

[略]

[3-4-4～3-4-6 略]

[3-5 略]

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第16条関係）

3-6-1 「個人データ」の「漏えい等」の考え方

3-6-1-1 第16条第1項各号の「個人データ」の考え方

受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

[同左]

[3-4-4～3-4-6 同左]

[3-5 同左]

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第16条関係）

3-6-1 「漏えい等」の考え方

[新設]

第 16 条第 1 項各号は、法第 26 条第 1 項に基づく漏えい等の報告の対象となる事態について定めているところ、第 16 条第 1 項各号に規定する「個人データ」とは、受信者情報取扱事業者が取り扱う個人データをいう。

ただし、第 16 条第 1 項第 3 号に規定する「個人データ」には、「当該受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。

そのため、同号に定める事態との関係では、3-6-1-2（「漏えい」の考え方）から 3-6-1-4（「毀損」の考え方）までにおける「個人データ」は、受信者情報取扱事業者が取り扱う個人データに加え、「当該受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」を含む。

同号に定める事態について、詳細は 3-6-3-1（報告対象となる事態）を参照のこと。

3-6-1-2 「漏えい」の考え方

[略]

[事例 1) ～事例 5) 略]

事例 6) 受信者情報取扱事業者のウェブサイトの入力ページが第三者に改

ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が、当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該受信者情報取扱事業者が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

3-6-1-1 「漏えい」の考え方

[同左]

[事例 1) ～事例 5) 同左]

[新設]

<p>[略]</p> <p><u>3-6-1-3</u> 「滅失」の考え方</p> <p>[略]</p> <p><u>3-6-1-4</u> 「毀損」の考え方</p> <p>[略]</p> <p>[3-6-2 略]</p> <p>3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項、第4項関係）</p> <p>3-6-3-1 報告対象となる事態</p>	<p>[同左]</p> <p><u>3-6-1-2</u> 「滅失」の考え方</p> <p>[同左]</p> <p><u>3-6-1-3</u> 「毀損」の考え方</p> <p>[同左]</p> <p>[3-6-2 同左]</p> <p>3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（第16条第1項、第4項関係）</p> <p>3-6-3-1 報告対象となる事態</p>
<p><u>第16条</u>（第1項）</p> <p>1 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項から第4項までの規定で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該受信者情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第5項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。</p>	<p><u>第16条</u>（第1項）</p> <p>1 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項から第4項までの規定で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該受信者情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第5項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。</p>

- 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この項及び次項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該受信者情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

[略]

[略]

[(1) ・ (2) 略]

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該受信者情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第16条第1項第3号関係）

- 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この項及び次項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

[同左]

[同左]

[(1) ・ (2) 同左]

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第16条第1項第3号関係）

「不正の目的をもって行われたおそれがある当該受信者情報取扱事業者に対する行為」（以下「不正行為」という。）の主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。また、不正行為の相手方である「当該受信者情報取扱事業者」には、当該受信者情報取扱事業者が第三者に個人データの取扱いを委託している場合（※3）における当該第三者（委託先）及び当該受信者情報取扱事業者が個人データを取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。

当該受信者情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかは、当該受信者情報取扱事業者が用いている個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断する。

個人情報データベース等へ入力すること等を予定していれば、最終的に個人情報に該当しない統計情報への加工を行うことを予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当する。

【報告を要する事例】（※4）

- 事例1) 不正アクセスにより個人データ（個人情報データベース等へ入力する予定の個人情報を含む。以下、事例5）まで同じ。）が漏えいした場合
- 事例2) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなかった場合
- 事例3) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。

【報告を要する事例】

- 事例1) 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合（※3）
- 事例2) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなかった場合
- 事例3) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

<p>事例4) 従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合 (※5)</p>	<p>事例4) 従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合 (※4)</p>
<p>事例5) 従業者の私用の端末又は取引先の端末が情報を窃取するマルウェアに感染し、その後、当該端末と受信者情報取扱事業者のサーバとの電気通信に起因して、当該サーバも当該マルウェアに感染し、個人データが漏えいした場合</p>	<p>[新設]</p>
<p>事例6) 受信者情報取扱事業者のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該受信者情報取扱事業者が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき</p>	<p>[新設]</p>
<p>事例7) 受信者情報取扱事業者のウェブサイト上に設置された、入力ページに遷移するためのリンクやボタンが第三者に改ざんされ、当該リンクやボタンをユーザーがクリックした結果、偽の入力ページに遷移し、当該ユーザーが当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該受信者情報取扱事業者が、当該受信者情報取扱事業者の入力ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき</p>	<p>[新設]</p>
<p>事例8) 受信者情報取扱事業者が、第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を顧客に送付した結果、当該返信用封筒により返信されたアンケート用紙に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、当該受信者情報取扱事業者</p>	<p>[新設]</p>

が、当該個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第16条第1項第4号関係）

[略]

[※1・※2 略]

※3 受信者情報取扱事業者が、個人データとして取り扱うことを予定している個人情報の取扱いを第三者に委託する場合であって、当該第三者（委託先）が当該個人情報を個人データとして取り扱う予定はないときも、ここにいう「受信者情報取扱事業者が第三者に個人データの取扱いを委託している場合」に該当する。

※4 サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の（ア）から（オ）が考えられる。

（ア）個人データ（個人情報データベース等へ入力する予定の個人情報を含む。（イ）において同じ。）を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

（イ）個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第16条第1項第4号関係）

[同左]

[※1・※2 同左]

[新設]

※3 サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の（ア）から（エ）が考えられる。

（ア）個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

（イ）個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞

いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

(ウ) マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ (C&C サーバ) が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN (Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ (サーバ等) を特定するもの。) への通信が確認された場合

(エ) 個人情報の取得手段であるウェブページを構成するファイルを保存しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、外部からの不正アクセスにより、当該ファイルに、当該ウェブページに入力された情報を窃取するような改ざんがされた痕跡が確認された場合

(オ) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

※5 従業者による個人データ又は個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、個人データ又は個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

(ウ) マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ (C&C サーバ) が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN (Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ (サーバ等) を特定するもの。) への通信が確認された場合

[新設]

(エ) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

※4 従業者による個人データの持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

(参考)

[略]

規則第7条

法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

(参考)

[同左]

規則第7条

法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

<p>四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>[略]</p>	<p>四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>[同左]</p>
<p>3-6-3-2 報告義務の主体</p> <p><u>漏えい等報告の義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う受信者情報取扱事業者である。ただし、第16条第1項第3号に定める事態について漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている受信者情報取扱事業者である（3-6-1-1（第16条第1項各号の「個人データ」の考え方）参照）。</u></p> <p>個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が<u>個人データ又は個人情報を取り扱っており、又は取得しようとしていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3-6-3-5（委託元への通知による例外）参照）。</u></p> <p>[略]</p> <p>3-6-3-3 速報（第16条第2項関係）</p> <p>第16条（第2項）</p>	<p>3-6-3-2 報告義務の主体</p> <p><u>漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う受信者情報取扱事業者である。</u></p> <p>個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が<u>個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3-6-3-5（委託元への通知による例外）参照）。</u></p> <p>[同左]</p> <p>3-6-3-3 速報（第16条第2項関係）</p> <p>第16条（第2項）</p>

<p>2 受信者情報取扱事業者は、前項本文の規定による報告をする場合には、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第5項において同じ。）を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 概要 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 四 原因 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 六 本人への対応の実施状況 七 公表の実施状況 八 再発防止のための措置 九 その他参考となる事項 	<p>2 受信者情報取扱事業者は、前項本文の規定による報告をする場合には、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第5項において同じ。）を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 概要 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 四 原因 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 六 本人への対応の実施状況 七 公表の実施状況 八 再発防止のための措置 九 その他参考となる事項
<p>[略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目」</p> <p>漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>（第16条</p>	<p>[同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データの項目</u>」</p> <p>漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データの項目</u>に</p>

<p>第1項第3号に定める事態については、<u>同号に規定する個人情報を含む。</u>）の項目について、媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。</p> <p>(3) 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>（第16条第1項第3号に定める事態については、<u>同号に規定する個人情報を含む。</u>）に係る本人の数について報告する。</p> <p>[(4) ~ (9) 略]</p> <p>(参考)</p>	<p>ついて、媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。</p> <p>(3) 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>に係る本人の数について報告する。</p> <p>[(4) ~ (9) 同左]</p> <p>(参考)</p>
<p><u>規則第8条（第1項）</u></p> <p>個人情報取扱事業者は、法第26条第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 概要 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本 	<p><u>規則第8条（第1項）</u></p> <p>個人情報取扱事業者は、法第26条第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 概要 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本

<p>人の数</p> <p>四 原因</p> <p>五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容</p> <p>六 本人への対応の実施状況</p> <p>七 公表の実施状況</p> <p>八 再発防止のための措置</p> <p>九 その他参考となる事項</p>	<p>人の数</p> <p>四 原因</p> <p>五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容</p> <p>六 本人への対応の実施状況</p> <p>七 公表の実施状況</p> <p>八 再発防止のための措置</p> <p>九 その他参考となる事項</p>
<p>[3-6-3-4・3-6-3-5 略]</p> <p>3-6-4 本人への通知（第16条第6項関係）</p> <p>[略]</p> <p>3-6-4-1 通知対象となる事態及び通知義務の主体</p> <p>受信者情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。</p> <p><u>通知義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う受信者情報取扱事業者である。ただし、第16条第1項第3号に定める事態について本人への通知の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている受信者情報取扱事業者である（3-6-1-1（第16条第1項各号の「個人データ」の考え方）参照）。</u></p> <p><u>個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしていること</u>になるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委</p>	<p>[3-6-3-4・3-6-3-5 同左]</p> <p>3-6-4 本人への通知（第16条第6項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>3-6-4-1 通知対象となる事態及び通知義務の主体</p> <p>受信者情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。</p> <p><u>通知義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う受信者情報取扱事業者である。</u></p> <p><u>個人データの取扱いを委託している場合において委託先が、報告義務を負っている委託元に3-6-3-3（1）から（9）までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除され</u></p>

<p><u>託先の双方が本人への通知を行う義務を負う。委託先が、報告義務を負っている委託元に 3-6-3-3 (1) から (9) までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。なお、委託元への通知を行った委託先は、必要に応じて委託元による本人への通知に協力することが求められる。</u></p> <p>[3-6-4-2 略]</p> <p>3-6-4-3 通知の内容</p> <p>本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（第 16 条第 2 項第 1 号）、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目」（同項第 2 号）、「原因」（同項第 4 号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第 5 号）及び「その他参考となる事項」（同項第 9 号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（3-6-4-2（通知の時間的制限）参照）。</p> <p>[略]</p> <p>[3-6-4-4・3-6-4-5 略]</p> <p>[3-7・3-8 略]</p>	<p>るとともに、<u>本人への通知義務も免除される。</u></p> <p>[3-6-4-2 同左]</p> <p>3-6-4-3 通知の内容</p> <p>本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（第 16 条第 2 項第 1 号）、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>個人データ</u>の項目」（同項第 2 号）、「原因」（同項第 4 号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第 5 号）及び「その他参考となる事項」（同項第 9 号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（3-6-4-2（通知の時間的制限）参照）。</p> <p>[同左]</p> <p>[3-6-4-4・3-6-4-5 同左]</p> <p>[3-7・3-8 同左]</p>
---	--

3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等について（第22条～第29条関係）

3-9-1 保有個人データに関する事項の公表等（第22条関係）

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知（第22条第1項関係）

[略]

[①～③ 略]

④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

[略]

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は受信者情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても受信者情報取扱事業者によって異なる。

なお、当該安全管理のために講じた措置には、受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該受信者情報取扱事業者が保有個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれる。

本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答す

3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等について（第22条～第29条関係）

3-9-1 保有個人データに関する事項の公表等（第22条関係）

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知（第22条第1項関係）

[同左]

[①～③ 同左]

④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

[同左]

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は受信者情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても受信者情報取扱事業者によって異なる。

なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、本ガイドラインに沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。

<p>る場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、本ガイドラインに沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。</p> <p>[略]</p> <p>[⑤ 略]</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[3-9-2~3-9-9 略]</p> <p>[3-10~3-12 略]</p> <p>[4~6 略]</p> <p>7 各種情報の取扱い</p> <p>[7-1 略]</p> <p>7-2 受信機に記録された個人情報（第 41 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>本規定は、<u>第 12 条に基づき講じなければならない措置に加えて、個人情報</u> <u>を取得して取り扱う前の準備段階における安全管理のため、各号で規定</u> <u>している措置を講ずるよう努めるべき旨を規定するものである。</u></p> <p>[7-3 略]</p> <p>[8・9 略]</p> <p>10 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容</p>	<p>[同左]</p> <p>[⑤ 同左]</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[3-9-2~3-9-9 同左]</p> <p>[3-10~3-12 同左]</p> <p>[4~6 同左]</p> <p>7 各種情報の取扱い</p> <p>[7-1 同左]</p> <p>7-2 受信機に記録された個人情報（第 41 条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>本規定は、<u>個人情報を取得して取り扱う前の準備段階における安全管理</u> <u>のための措置であり（個人データとなる前段ではあるが）、これに準じ</u> <u>て、第 12 条の規定に対応するものである。</u></p> <p>[7-3 同左]</p> <p>[8・9 同左]</p> <p>10 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容</p>
--	---

第12条に定める安全管理措置として、受信者情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を次に示す。(※1)

安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。

※1 第12条に定める「その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、受信者情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該受信者情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、次に掲げる措置及び例示における「個人データ等」には、当該個人情報も含まれる。

[10-1～10-7 略]

[【付録】 略]

第12条に定める安全管理措置として、受信者情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を次に示す。

安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。

[新設]

[10-1～10-7 同左]

[【付録】 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。